

らんよう

三重県薬物の濫用の防止に 関する条例を制定しました

(平成27年12月1日全面施行)

**危険ドラッグは
買わない！
持たない！
使わない！**



危険ドラッグの規制を強化します。

※「危険薬物」について、正当な理由なく所持、購入、譲り受け、使用することを禁止します。

禁止行為に違反した者に対しては警告を発し、警告に従わない者に対しては、中止等の命令を行います。

命令に違反して禁止行為を中止しなかった場合は、5万円以下の過料に処されます。

※危険薬物…危険ドラッグなど、中枢神経の興奮若しくは抑制または幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

危険ドラッグ あなたのすべてを奪うクスリ



三重県

健康福祉部薬務感染症対策課 TEL: 059-224-2330

三重県では、薬物のない健全な社会の実現を目指します。

条例の概要

危険ドラッグに対する規制を強化します。
薬物乱用防止の啓発・教育を充実します。
薬物依存者の回復支援を推進します。

主な条例の規定

・ 医師及び薬剤師の責務

診察等により危険ドラッグに関する情報を知った場合には、県に対して情報を提供いただくよう努めていただきます。

・ 建物を他人に使用させる者の責務

賃貸物件が危険ドラッグの製造・販売に使用されないよう努めていただきます。

・ 回復支援の推進

県は、薬物の依存症からの患者の回復又は薬物の依存症の予防のため、相談体制ならびに専門的な治療および社会復帰支援に関する体制の充実を図ります。



薬物に関する相談窓口

桑名保健所	TEL 0594-24-3623	四日市市保健所	TEL 059-352-0592
鈴鹿保健所	TEL 059-382-8674	こころの健康センター	TEL 059-223-5241
津保健所	TEL 059-223-5112	東海北陸厚生局麻薬取締部	TEL 052-951-6911
松阪保健所	TEL 0598-50-0529	警察総合相談電話	TEL 059-224-9110
伊勢保健所	TEL 0596-27-5151	薬務感染症対策課	TEL 059-224-2330
伊賀保健所	TEL 0595-24-8080		
尾鷲保健所	TEL 0597-23-3461		
熊野保健所	TEL 0597-85-2159		